

口  
重用五十一錢ヨリ二月三十日迄  
八月二十日三十日迄  
ニ月二十日三十日迄  
二月二十日三十日迄  
上

回答

右六日給一月五十錢以下、工場又ニ付シテ本年五月ヨリ平均十九錢位上ガスルコト

五、臨時工 一ヶ月以上使用ニ涉ル場合ハ常備工ニ制定サレタシ

問答 右ハ臨時工一ヶ月以上使用者ハ常備工トスル

六年三回ノ昇給日ヲ制定サレタシ

右六月二十日、十二月二十日、六月二十日

七、年二回ノ賞典額ヲ、前當ニ依リ制定サレタシ(一ヶ年萬緡(不満ラ金)ノ日給ニ

増加一ヶ年毎ニ參照糾增)

問答 右六年三回ノ賞典六日給、武日分

九、年々皆勤ヲした方ハ、例リ許可サレタシ(三百回アノ皆勤ヲ該日給一周分大給サタシ)

問答 右ハ年々皆勤者(連期早退欠勤)ニハ日給、三日分ヲ支給ス

十、勞働強度ヲ過ケサレタシ

右ハ可成考ヘン意見ニ附フ

但シ第八、拾、拾貳、各項ハ現場維持ニ願ヒタシ

次

上

別記四

再歎頌書

昭和大第二月廿三日

萬華社從事員代表

萬華社殿

- 一、再考サレタシ
- 二、即時制定サレタシ
- 三、歎頌ヲ通リ再考サレタシ
- 四、歎頌ヲ通リ再考サレタシ
- 七、八、九、十、十一、十二、合上
- 右再歎頌致シタス